



しぶや青色

令和8年 4月号 第640号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp>

令和7年分 所得税及び復興特別所得税・消費税等確定申告

当会では1月21日(水)から3月31日(火)の間、所得税・消費税等の申告指導を事務局にて実施しました。昨年12月1日(月)から決算申告指導の予約受付を開始、年末・年始は年末調整と平行して決算準備の個別指導を実施のうえ、1月21日(水)から2月28日(土)まで予約制で、3月1日(日)以降は整理券配布のうえ来局順で指導を実施いたしました。また、昨年と同様事務局にe-Taxコーナーを設置し、電子申告をする方々の送信サポートを行いました。

1月30日(金)以降は、東京税理士会渋谷支部所属の諸先生方にご協力をいただき、主に所得税を中心とした指導と相談、e-Taxの代理送信に当たっていただきました。

「第28回定時総会」開催のご案内

拝啓 平素は、本会の会活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて標題の件、下記により開催いたしますので、ご多用の処恐縮に存じますが、総会提出議案についてご審議を賜りたく、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席の方は、5月15日(金)までに事務局へご連絡下さい。

また、ご欠席の場合は、「委任状」を5月15日(金)までに事務局へご提出ください。

日時	令和8年5月25日(月) 「定時総会」午後4時00分 (当日の事務局業務受付は午後12時で終了となります)
場所	東郷記念館 1階 神楽(かぐら) (渋谷区神宮前1-5-3 03-3403-1431)
議案	第1号議案 議事録署名人選出に関する件 第2号議案 第28期事業報告承認の件 第3号議案 第28期収支計算書報告及び監査報告の件 第4号議案 第29期事業計画書(案)承認の件 第5号議案 第29期収支予算書(案)承認の件 第6号議案 労働保険料等徴収、納付状況報告の件 第7号議案 労働保険事務組合事務処理規約改正案承認の件

渋谷青色申告会は一般社団法人のため、構成員である会員各位の過半数の方々が出席されなければ、「総会」は成立いたしません。是非ともご協力の程お願い申し上げます。

懇親会費は6,000円です。総会終了後、懇親会出席の方は釣銭のないようご準備ください。

● 税務署からのお知らせ

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～



適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員
試験【採用 NAVI】



採用関係
お役立ちリンク集



国税庁 YouTube
チャンネル(採用)



国税庁採用
Instagram



大学卒業程度の方

高校卒業程度の方

大学卒業後、8年以上経過の方

各試験 区分	国税専門官		税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和7年度の実施状況
	A 区分 (文系)	B 区分 (理系)		
受験資格	1 平成8年4月2日～平成17年4月1日生まれの者 2 平成17年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者 ・ 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 ・ 人事院が上記に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和5年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和7年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和8年2月19日(木) ～3月23日(月)		令和8年6月中旬	令和7年7月28日(月) ～8月18日(月)
1次試験	令和8年5月24日(日)		令和8年9月上旬	令和7年10月5日(日)

◎ 令和7年分 所得税・消費税を納付される方へ

振替納税を 利用されている方 の 振替納付日

所得税：4月23日(木)

消費税：4月30日(木)

- 上記の振替納付日の前日までに、指定口座の預貯金残高をご確認ください。
 - 残高不足等により引き落としができなかった場合は、納期限(所得税は3月16日、消費税は3月31日)の翌日から延滞税がかかる場合があるほか、督促状が送付され、財産の差押えを受ける場合があります。
 - 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用になれます。
 - その他、振替納税についてご不明な点につきましては、所轄の税務署へお尋ねください。
- ※ 振替納税を利用されていない方の納期限は、所得税3月16日(月)、消費税3月31日(火)です。申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせ等は、送付されません。

◎ 申告した内容を間違えていたとき

	訂正方法
税額を少なく申告していたとき	「修正申告」をして正しい税額に修正します。納税すべき新たな税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付します。
税額を多く申告していたとき	「更生の請求」をして正しい額に訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

◎都税についてのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード (eL-QR) を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。
利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

◎事務局からのお知らせ

★(一社)渋谷青色申告会会費を口座振替でお支払いの会員の方へ★

5月7日(木)に令和8年4月～7月分(8,000円)がご指定の口座より振替えられます。口座の残高をご確認ください。

★口座振替をご希望の方は、03-3463-7043事務局までご連絡ください。



パナソニック不動産のお任せ賃貸経営

既存物件の「一括借上」「一括管理」

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 青色申告会限定2つの特典 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

特典① 一括借上サービスの特別空室保証

築年数に限らず一律90%

をオーナー様にお支払いいたします

※適用要件があります

特典② 一般管理サービスの特別管理手数料

管理手数料が築年数に限らず

一律3.5%

※適用要件があります(通常なら5%)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 おすすめする3つの安心ポイント 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

既存建築物の
一括借上げ導入で

入居不安を解消

フルオープンの
幅広い入居者募集で

平均入居率97%以上の実績

充実した資産活用
サポート体制

賃貸管理・不動産売買・医療介護事業

パナソニック不動産は青色申告会と提携しています ☆ お問い合わせ 事務局 菅井まで ☆

● 5月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい

日時	5月20日(水) 午前10時～午後4時
場所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費用	無料



お1人約1時間を予定しております。(予約制)

5月1日以降、事務局までお電話でご予約をお願いいたします。03-3463-7043 まで

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

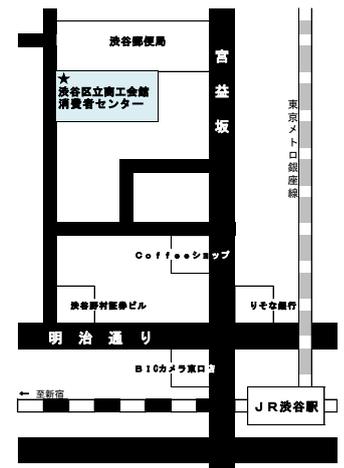
● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	5月27日(水)・5月28日(木) 午前の部(一般編) 9:30～12:30 午後の部(不動産編) 13:30～16:30
会場	渋谷区立商工会館 2階 セミナー室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各6名
費用	無料
申込	事務局までお電話でどうぞ TEL 3463-7043



● R8年度青色ドック ●

～ 詳しくは事務局まで ～

1. 標準コース・・・15,000円(消費税込み)
2. オプション検査については申告会までお問合せください
3. 会場は市ヶ谷会場のみ
4. R8年度青色ドック開催日

7月7日(火)、8月21日(金)、9月9日(水)、10月8日(木)、11月6日(金)、11月16日(月)

**青色共済加入者のみなさんには
会から助成金が出ます！**

● e-Tax情報 ●

会員の皆様、ご利用ありがとうございます。

今後e-Tax(電子申告)をする場合は、ご自身の電子認証付マイナンバーカード等が必要となります。手続きについてご不明な点がございましたら、事務局までお気軽にご相談ください。